

医師の時間外労働の上限規制に関するQ & A (令和7年1月28日追補分)について

厚生労働省労働基準局より医師の時間外労働の上限規制に関するQ & A(追補分)が更新されましたので、追加されたQ & Aの一部を掲載します。

詳しくは、こちらをご覧ください。

< 医師の時間外労働の上限規制に関するQ & A(令和5年6月30日公表) >

<https://www.mhlw.go.jp/content/001115350.pdf>

< 医師の時間外労働の上限規制に関するQ & A(令和7年1月28日追補分) >

<https://www.mhlw.go.jp/content/001386603.pdf>

(Q) 当院の得ている宿日直許可では、一人の医師が宿直に就けるのは1週1回までとされているが、当初、許可を受けた宿直に入る予定であった医師が急遽出勤できなくなったことから、やむを得ず別の医師に宿直をさせたことにより、当該医師は、結果的に当院で週に2回宿直を行うこととなった。

この場合でも、当該医師の2回目の宿直に対する賃金としては、宿日直手当を支払えば足りるのか。

(A) まず、許可を受けた回数の範囲内で宿日直勤務を行うことができるだけの人員をあらかじめ確保しておくなどして、一人の医師を、許可を受けた回数を超えて宿日直に就かせないようにすることが必要である。

一方、やむを得ず許可を受けた回数を超えて宿日直に就かせた場合には、許可を受けた回数を超えて就かせた宿日直については許可の効果が発生せず、通常の労働時間規制の適用を受けることとなる。

そのため、2回目の宿直に対する賃金としては、宿日直手当ではなく、その時間に支払う必要のある通常の賃金(必要な割増賃金を含む。)を支払う必要がある。

また、その時間外労働時間数等については、時間外労働の上限規制の対象に含まれることにも留意が必要である。

なお、許可を受けた後に、許可の内容に沿った運用ができなくなった又は許可の内容から勤務実態が事実上乖離してしまった場合には許可の効果が及ばなくなることもあるため、勤務内容の見直しを行い、それでもなお、許可の内容に沿った運用が難しい場合には、労働基準監督署又は医療勤務環境改善支援センターに相談し、必要と判断されたときにはただちに許可の再申請等を行うことが必要である。

(Q) 宿日直許可を受けた宿日直中に急患が多数搬送されて、やむを得ず宿日直勤務中の医師が急遽診療を行った場合、その医師が、①日勤等も行う常勤の医師であった場合、②宿日直許可を受けた宿日直勤務のみを行う非常勤の医師であった場合、当該業務に対する賃金はそれぞれどのように支払えばよいか。

(A) 労働時間規制の例外としての宿日直許可を受けた宿日直勤務(以下本問において「許可あり宿日直勤務(※)」という。)中に、医師が通常の業務と同態様の業務を行った場合には、その業務を行った時間は、労働時間規制の適用を受ける労働時間であることから、宿日直手当とは別に必要な割増賃金を含めた通常の賃金を支払わなければならない。

(①について)

日勤等も行う常勤の医師については、許可あり宿日直勤務中に突発的にやむを得ず、急遽搬送された患者への診療など宿日直許可を受けた勤務態様とは異なる態様の業務(以下本問において「診療等」という。)に従事した場合には、宿日直手当ではなく、日勤等に対するその医師本来の賃金に基づいて算定した賃金又は割増賃金を支払わなければならない。

(②について)

例えば、許可あり宿日直勤務のみに就かせるために雇用した非常勤の医師であっても、許可あり宿日直勤務中に、突発的にやむを得ず診療等に従事することがありうる場合には、宿日直手当とは別に、当該業務に対する通常の賃金を労働条件として定めて労働契約において明示し、当該通常の賃金に基づいて算定した賃金又は割増賃金を支払わなければならない。

なお、こうした場合の通常の賃金を決定するに当たっては、例えば、宿日直に就くことの予定されている他の医師に対して、日勤等に就いた際に支払うことになっている賃金に基づいて定めることが考えられる。

(※) 許可あり宿日直勤務について

宿日直中の勤務実態が、労働密度が低く、十分な休息をとることが可能と認められる場合には、労働基準監督署長から「宿日直許可」を受けることができる。

宿日直許可を受けた勤務態様の業務(特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務であり、通常の勤務時間と同態様の業務は含まれない)に従事する時間は、労働基準法の労働時間規制の対象から除外される。



1月・2月の活動報告

☑ 個別支援・相談対応 < 8 件 >



和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内
開設時間: 平日9時~17時(土曜・日曜・祝日・12/29~1/3を除く)

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします